

兵庫県公報

平成21年10月9日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（防災企画課）	2
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（水質課）	2
○ 屋外広告物条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	3
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	3
○ 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（警察本部会計課）	3

公布された法令のあらまし

●阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターについては、「防災未来館」と「ひと未来館」において、一体的な防災展示の充実を図ることとし、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第37号）

土壌汚染対策法の一部改正により、要措置区域等内の土地の汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、知事の許可を受けなければならないものとされることに伴い、当該許可の申請に係る手数料を新たに徴収することとした。

●屋外広告物条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 近年、電車に表示する屋外広告物（以下「広告物」という。）について、効果的な広告物として注目され、そのニーズが高まっていることにかんがみ、当該広告物の地域の景観に与える影響及び他の都道府県等における規制の状況を考慮し、電車の所有者の名称若しくは商標又はその事業若しくは営業の内容を表示するもの以外の広告物であっても、一定の基準に適合するものとして知事の許可を受けたものについては、広告物の表示を禁止する地域においても表示することができることとし、所要の整備を行うこととした。

2 電車に表示する広告物が複数の市町にわたる広い範囲を移動することから、各市町（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）が処理する屋外広告物法に基づく事務及び屋外広告物条例等に基づく事務のうち電車に表示する広告物に係るものは、県が処理することとした。

●兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

阪神地域に居住し、特別支援学校に入学を希望する知的障害のある児童及び生徒の増加にかんがみ、同地域における特別支援学校の規模の適正化を図り、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立芦屋特別支援学校を設置することとした。

名 称	位 置	部
兵庫県立芦屋特別支援学校	芦屋市	小 学 部 中 学 部 高 等 部

●警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第40号）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で75歳以上のものは認知機能に関する検査を受けなければならないこととされること、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は射撃技能に関する講習を受けなければならないこととされること、14歳以上18歳未満の者で一

定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが射撃指導を受けるために射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持しようとするときは、資格の認定を受けなければならないこととされることその他の銃砲刀剣類の所持許可の要件が厳格化されることに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。

条 例

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第36号

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第8条関係）

区分	基準額 (1人1回につき)		備考	
	個人	団体		
観 覧 施 設	一般	円 600	円 480	1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 3 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。
	学生	円 450		

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第37号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の62の部を次のように改める。

62 土壤汚染対策法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
汚染土壌処理業 許可申請手数料	土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	240,000円

附 則

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。



屋外広告物条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第38号

屋外広告物条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(屋外広告物条例の一部改正)

第1条 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第4号中「自動車」を「電車又は自動車」に改める。

第30条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 電車に表示する広告物に係る許可若しくは変更の許可又はこれらの許可の期間の更新を受けようとする者 1両につき3,000円

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表13の部及び78の部中「事務のうち」を「事務(電車に表示する広告物に係るものを除く。)のうち」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第39号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年兵庫県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立芦屋特別支援学校	芦屋市	小 学 部 中 学 部 高 等 部
--------------	-----	-------------------------

附 則

この条例は、平成21年11月1日から施行する。



警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第40号

警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表6の部(1)の款中「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同款の次に次のように加える。

(1)の2 認知機能 検査手数料	法第4条の3第1項の規定に基づき認知機能検査を受けようとする者	650円
---------------------	---------------------------------	------

別表6の部(3)の款中「21,000円」を「22,000円」に改め、同款の次に次のように加える。

(3)の2 技能講習 受講手数料	法第5条の5第1項の規定に基づき猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者	12,300円
---------------------	---	---------

別表6の部(4)の款中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に改め、同部(7)の款中「5,800円」を「7,200円」に、「3,500円」を「4,800円」に、「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,400円」に改め、同部(8)の款及び(9)の款中「7,900円」を「8,900円」に改め、同部に次のように加える。

(10) 年少射撃資格 認定申請手数料	法第9条の13第1項の規定に基づき年少射撃資格の認定を受けようとする者	9,600円（同時に他の年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の年少射撃資格の認定の申請に係るものにあつては、5,900円）
(11) 年少射撃資格 認定証書換え手 数料	法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に基づき年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者	1,800円
(12) 年少射撃資格 認定証再交付手 数料	法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に基づき年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者	1,900円
(13) 年少射撃資格 講習受講手数料	法第9条の14第1項の規定に基づき年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者	9,700円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年12月4日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の2第1項（同法第5条の4第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項及び第9条の10第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき申請書の提出をしている者に係る警察手数料徴収条例別表6の部(1)の款、(3)の款、(4)の款及び(7)の款から(9)の款までに規定する手数料の徴収については、この条例による改正後の警察手数料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。